

仕 様 書

1 業務名称

岡山市消防局廃棄物等収集業務委託

※ 上記委託について、以下、岡山市を「甲」とし、受託者を「乙」とする。

2 目的

消防署及び出張所等（以下「消防署所」という。）から排出される事業系一般廃棄物等を収集し、適切に廃棄することを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

委託する業務内容については、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 消防署所から排出される可燃性のごみ（以下「可燃ごみ」という。）、不燃性のごみ（以下「不燃ごみ」という。）並びに古紙、空き缶、空き瓶及びペットボトル（以下「資源ごみ」という。）の収集運搬業務。

ただし、古紙は新聞紙、段ボール、雑誌・雑紙（書籍、コピー用紙、シュレッダー紙等を含む。）とする。

- (2) 収集対象の消防署所は、別表のとおりとする。

- (3) 収集頻度

ア 可燃ごみ 週1回（52回）

イ 不燃性ごみ 月1回（12回）

ウ 資源ごみ 月1回（12回）

- (4) 収集日

甲と乙で各署所ごとに取り決めることとする。なお、各署所ごとに決定した曜日については、年間を通して一定の曜日とすること。ただし、年度途中で曜日を変更する際には、事前に甲乙で事前協議するものとする。

- (5) 祝日等について

収集日が祝日又は振替休業日等に当たる場合は、その前後において振り替えて収集を行ってもよいが、その収集日については、甲乙で事前協議するものとする。

- (6) 業務責任者の選任

収集に当たっては、業務責任者を選任し、円滑、安全な収集に努めるとともに、運搬中は道路等へのごみ等の飛散防止に努め、交通法規を遵守すること。また、消防署所内での運転は、消防車等の出動があることを前提に細心の注意を払い、最徐行運転を行うこと。

- (7) 注意事項

ア 資源ごみのうち、かご又はコンテナに集められた物は、収集車に準備したコンテナ等容器に移し替え、かご又はコンテナはそのままステーションに置いて帰ること。なお、空き瓶については、色分別した状態で別途指示する施設へ搬入すること。（各署所において空き瓶の色分別は実施する。）

イ 乙は、甲の指示に従って、業務に従事すること。

ウ 乙は、委託業務の履行について交通事故、その他第三者に損害をおよぼしたときは、乙において解決し、賠償しなければならない。

エ 乙は、委託業務履行上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

5 法令等の遵守

業務を行うにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、「廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について（環境省通知）」等、ごみ収集等に関する関係法令を遵守するとともに、誠実、完全に業務を履行すること。

6 収集車両等

委託業務に使用する車両については以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収集車両は、可燃ごみについては2トン又は4トンのパッカー車、不燃ごみ、古紙、空き缶、空き瓶、ペットボトルについては2トン又は4トンのダンプ車とし、事前に甲に届け出て承認を受けなければならない。
- (2) 甲の承認を受けた収集車両の変更は原則認めない。ただし、車検・修理等のやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。この場合、甲に事前申請し承認を受けること。
- (3) 収集車両には、甲が別に指示する文字等を車両の定められた位置に表示しなければならない。
- (4) 委託業務に使用する車両は、乙の負担により対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入していること。
- (5) 積み込みの際、最大積載量を厳守すること。

7 業務従事者

委託業務に従事する者をあらかじめ甲に届け出るとともに、変更等ある場合も速やかに届け出ること。

8 ごみ等の搬入先

搬入すべき施設は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、施設等の事情により変更がある場合は、甲の指示に従うこと。

- (1) 可燃ごみ・・・東部クリーンセンター（岡山市東区西大寺新地453-5）または当新田環境センター（岡山市南区当新田486-1）
- (2) 不燃ごみ・・・東部リサイクルプラザ（岡山市東区西大寺新地453-5）
- (3) 資源ごみ・・・搬入場所は、落札業者に別途指示する。また、これらについては岡山市消防局から排出された重量が分かるようにすること。

9 委託業務における経費の負担区分

委託業務における経費の負担区分は、以下のとおりとする。

- (1) 乙において雇用する運転手、作業員及び事務員等の賃金等は乙の負担とする。
- (2) 委託業務履行上必要な事務用品、機械工具、事務所維持管理費等は一切乙の負担とする。
- (3) 車両代、車両燃料及び維持補修費等車両に関するすべての経費は乙の負担とする。
- (4) 可燃ごみ及び不燃ごみの処分手数料は乙の負担とする。

10 委託業務の報告

乙は、毎月末に可燃ごみ、不燃ごみ及び各資源ごみの収集作業量及び収集日が記載された報告書を提出するものとする。また、各資源ごみの処理量（重量）についての計量票等の帳票を甲に提出すること。

11 検査、委託料の請求

乙は、1ヶ月毎の検査に合格したときは、契約書で定めた金額を甲に請求するものとする。各回の請求金額は、契約金額を12等分した金額とし、端数は初回の支払いに合算する。1ヶ月毎の完了届については乙の持つ報告書にかえることができ、最終検査時に完了届を提出すること。

12 契約保証

公告で定めるとおり。契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の額とする。

13 再委託の禁止

乙は、委託業務を第3者に委託してはならない。

14 提出書類等

- (1) 業務責任者届
- (2) 委託業務着手・完了届
- (3) 業務従事者届
- (4) 業務車両届
- (5) 自動車検査証（写し）
- (6) 対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入していることがわかる書類（写し）
- (7) 収集作業報告書（毎月）
- (8) 資源ごみの処理量が記載された帳票（毎月）
- (9) その他契約書で必要とされている書類

15 協議事項

仕様書に定めるもののほか、必要事項は、甲乙で協議のうえ決定するものとする。

16 担当者

岡山市消防局消防総務部

消防企画総務課 経理係 佐藤（電話：086-234-9972）

17 参考実績

令和6年度年間実績	可燃ごみ	52,420kg
	不燃ごみ	740kg
	資源ごみ	2,700kg